

防府市介護施設等開設準備経費等補助金交付要綱

平成28年3月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市介護施設等開設準備経費等補助金（以下、「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、介護施設及び地域介護拠点等の開設時等における体制整備を促進し、もって地域における老人福祉の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 介護施設等の施設開設準備経費助成事業

介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、施設等の開設時に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6か月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）に係る事業をいう。

(2) 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入助成事業

介護施設等において、次に掲げる大規模修繕(助成を受けているかは問わない。)を実施する際に、介護ロボット・ICTを導入するために必要な経費に係る事業をいう。

また、事業実施に当たっての補助対象となる介護ロボット・ICT導入計画の策定及び導入効果の報告については、令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1を準用する。

なお、本事業においては、介護ロボット・ICT以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ(最大6か月間)、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とはならない。

整備区分	整 備 内 容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事

(注)一定年数は、おおむね10 年とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次の

(1) から (3) に定める額を比較し、最も少ない額を交付額とする。ただし、交付額に1, 000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表の第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数に乗じて得た額

(2) 別表の第4欄に定める対象経費の実支出額

(3) 総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、防府市介護施設等開設準備経費等補助金交付申請書（別記第1号様式）に所定の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は前条の申請があった場合、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を当該事業者へに通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は補助対象事業を実施する者（以下「補助対象事業者」という。）に対し、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助対象事業者は、補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。
- (2) 補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理すること。また、当該帳簿及び証拠書類の保存期間は、補助事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間又は当該財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数をいう。）の期間のうち、いずれか長い期間とする。
- (5) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を防府市に納付させることがある。
- (7) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第4号様式により速やかに市長に報告しなければならない。また、市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を防府市に納付させることがある。
- (9) 補助対象事業者が(1)から(8)により付した条件に違反した場合には、

この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、防府市に納付させることがある。

- 2 前項による(2)から(9)までの条件に基づき、市長が承認又は指示する場合には、山口県介護施設等開設準備経費等補助金交付要綱（平成27年8月18日施行）に基づき、あらかじめ市は知事の承認又は指示を受けなければならない。

（補助事業の変更等に係る承認の申請）

第8条 補助事業の変更等に係る承認の申請書は、別記第2号様式によらなければならない。ただし、施設等開設時の体制を著しく変更しない程度の軽微な変更等の場合は、この限りではない。

（実績報告）

第9条 事業実績報告書は別記第3号様式により、補助事業が完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知の到達した日）から20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 補助対象事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、別記第5号様式により請求書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は必要があると認めるときは、交付の決定に係る金額の範囲内で概算払をすることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行し、平成27年度分の補助金から摘要する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年6月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の防府市介護施設等開設準備経費等補助金交付要綱の別表は、各介護施設等が実施する事業の目的物のすべてを完成し、引き渡しを受けた日又は、約した役務の全ての提供を完了した日を基準日として、基準日が令和元年10月1日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、基準日が同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月20日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年10月18日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表

事業の配分基礎単価（令和6年10月18日～）

介護施設等の施設開設準備経費等助成事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 補助事業者
(1) 介護施設等の施設開設準備経費助成事業				
定員29名以下の地域密着型施設等			特別養護老人ホーム等の円滑な開所に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費	民間事業者
地域密着型特別養護老人ホーム	989千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。		
小規模な介護老人保健施設				
小規模な介護医療院				
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
認知症高齢者グループホーム				
小規模多機能型居宅介護事業所				
看護小規模多機能型居宅介護事業所				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	16,600千円	施設数		
小規模な養護老人ホーム	496千円	定員数□		
(2) 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入助成事業				
定員29名以下の地域密着型施設等			特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（令和元年5月10日老総発0510第1号・老高発0510第1号・老振発0510第1号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1を準用する）。	民間事業者
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	496千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。		
小規模な介護老人保健施設				
小規模な介護医療院				
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
認知症高齢者グループホーム				
小規模多機能型居宅介護事業所				
看護小規模多機能型居宅介護事業所				
小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	8,250千円	施設数		
小規模な養護老人ホーム	248千円	定員数□		

年 月 日

防府市長 様

住所
補助事業者名
代表者氏名

年度防府市介護施設等開設準備経費等補助金交付申請書

年度における補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額

(単位：円)

事業名	交付申請額
介護施設等の施設開設準備経費助成事業	
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入助成事業	

2 介護施設等の施設開設準備経費助成事業交付申請額算出内訳 別紙（1）－1

介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT 別紙（1）－2
の導入助成事業交付申請額算出内訳

年 月 日

防府市長 様

住所
補助事業者名
代表者氏名

年度防府市介護施設等開設準備経費等補助金変更承認申請書

年 月 日付け防高第 号で交付の決定を受けた 年度防府市
介護施設等開設準備経費等補助金について、下記のとおり事業内容を変更したいので、関係
書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

(1) 変更交付申請額

(単位：円)

事業名	変更前交付決定額	変更後交付申請額	差引追加 △減額申請額
介護施設等の施設開設 準備経費助成事業			
介護施設等の大規模修 繕の際にあわせて行う 介護ロボット・ICTの導 入助成事業			

(2) 介護施設等の施設開設準備経費助成事業変更交付申請額算出内訳 別紙 (2) - 1 - 1

介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT 別紙 (2) - 1 - 2
の導入助成事業交付申請額算出内訳

2 変更の理由

別紙 (2) - 2

年 月 日

防府市長 様

住所
補助事業者名
代表者氏名

年度防府市介護施設等開設準備経費等補助金の事業実績報告について

年 月 日付け防高第 号で交付の決定を受けた 年度防府市
介護施設等開設準備経費等補助金の事業実績について、下記のとおり報告します。

記

1 精算額

（単位：円）

事業名	精算額
介護施設等の施設開設準備経費助成事業	
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う 介護ロボット・ICTの導入助成事業	

2 介護施設等の施設開設準備経費助成事業精算額算出内訳 別紙（3）－1

介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT 別紙（3）－2
の導入助成事業交付申請額算出内訳

年 月 日

防府市長 様

住所
補助事業者名
代表者氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

年 月 日付け防高第 号で交付の決定を受けた 年度
防府市介護施設等開設準備経費等補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控
除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の種類及び名称 _____
- 2 事業費確定額又は事業実績報告書による精算額
金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕
入れ控除額（要補助金返還相当額）
金 _____ 円

（添付書類）

3の消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額の積算内訳等

請 求 書

一金 円也

年 月 日付け防高第 号の額の確定（交付決定）による 年度
防府市介護施設等開設準備経費等補助金として下記のとおり請求します。

記

総事業費	補助額 (交付決定額)	受入済額	今回請求額	支出区分	備考
円	円	円	円	精算 (概算)	

年 月 日

防府市長 様

住 所
補助事業者名
代表者氏名

(口座振込先)

金 融 機 関 名	
預 金 種 目	
フ リ ガ ナ	
口 座 名 義 人	
口 座 番 号	

年度介護施設等の施設開設準備経費助成事業交付申請額算出内訳

(単位：円)

No	施設等種別	施設等の名称	設置主体	設置場所	事業実施 予定期間	定員数 ・ 宿泊定員数	総事業費	対象経費の 実支出額	寄付金その他 の収入額	差引額	基準額		補助金 所要額
						a	A	B	C	D (A－C)	交付基礎単価 b	E (a × b)	
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
合 計													

(注1) 計画に記載された施設等のうち、当該年度に実施する施設等について記入すること。
(注2) 「定員数・宿泊定員数 a」欄には、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所については宿泊定員数を、それ以外の施設等については定員数を記入すること。
(注3) 「補助金所要額」欄には、B欄、D欄及びE欄を比較して最も低い額を記入すること。

年度介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入助成事業交付申請額算出内訳

(単位：円)

No	施設等種別	施設等の名称	設置主体	設置場所	事業実施 予定期間	定員数 ・ 宿泊定員数	総事業費	対象経費の 実支出額	寄付金その他 の収入額	差引額	基準額		補助金 所要額
						a					交付基礎単価	E (a × b)	
1							A	B	C	D (A－C)	b		
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
合 計													

(注1) 計画に記載された施設等のうち、当該年度に実施する施設等について記入すること。
(注2) 「定員数・宿泊定員数 a」欄には、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所については宿泊定員数を、それ以外の施設等については定員数を記入すること。
(注3) 「補助金所要額」欄には、B欄、D欄及びE欄を比較して最も低い額を記入すること。

別記第2号様式(第8条関係)のうち
別紙(2)－1－1

年度介護施設等の施設開設準備経費助成事業変更交付申請額算出内訳

(単位:円)

No	施設等種別	施設等の名称	設置主体	設置場所	事業実施 予定期間	定員数 ・宿泊定員数	総事業費 A	対象経費の 実支出額 B	寄付金その他 の収入額 C	差引額 D(A-C)	基準額		補助金 所要額 F	補助金交付 決定済額 G	差引追加 △減額額 H(F-G)
						a					交付基礎単価 b	E(a×b)			
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
合 計															

(注1) 計画に記載された施設等のうち、当該年度に実施する施設等について記入すること。

(注2) 「定員数・宿泊定員数a」欄には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所については施設数、小規模多機能型・看護小規模多機能型居宅介護事業所については宿泊定員数を、それ以外の施設等については定員数を記入すること。

(注3) 「補助金所要額F」欄には、B欄、D欄及びE欄を比較して最も低い額を記入すること。

年度介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入助成事業変更交付申請額算出内訳

(単位:円)

No	施設等種別	施設等の名称	設置主体	設置場所	事業実施 予定期間	定員数 ・宿泊定員数	総事業費	対象経費の 実支出額	寄付金その他 の収入額	差引額	基準額		補助金 所要額	補助金交付 決定済額	差引追加 △減額額
						a	A	B	C	D(A－C)	交付基礎単価 b	E(a×b)	F	G	H(F－G)
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
合 計															

(注1) 計画に記載された施設等のうち、当該年度に実施する施設等について記入すること。

(注2) 「定員数・宿泊定員数a」欄には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所については施設数、小規模多機能型・看護小規模多機能型居宅介護事業所については宿泊定員数を
それ以外の施設等については定員数を記入すること。

(注3) 「補助金所要額F」欄には、B欄、D欄及びE欄を比較して最も低い額を記入すること。

変 更 理 由 書

事 業 名	
施 設 の 種 類	
施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
施設の設置主体	
変更内容及び理由	

注1 変更内示を受けて変更交付申請を行う場合には、本票を添付する必要はないこと。

年度介護施設等の施設開設準備経費助成事業精算額算出内訳

(単位：円)

No	施設等種別	施設等の名称	総事業費 A	対象経費の 実支出額 B	寄付金その他 の収入額 C	差引額 D (A－C)	基準額 E	補助金 所要額 F	補助金 交付決定額 G	補助金 受入済額 H	差引過 △不足額 I (G－H)
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
合 計											

(注1) 当該年度に実施した施設等について記入すること。
(注2) 「補助金所要額F」欄には、B欄、D欄及びE欄を比較して最も低い額を記入すること。

年度介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入助成事業精算額算出内訳

(単位：円)

No	施設等種別	施設等の名称	総事業費 A	対象経費の 実支出額 B	寄付金その他 の収入額 C	差引額 D (A－C)	基準額 E	補助金 所要額 F	補助金 交付決定額 G	補助金 受入済額 H	差引過 △不足額 I (G－H)
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
合 計											

(注1) 当該年度に実施した施設等について記入すること。
(注2) 「補助金所要額F」欄には、B欄、D欄及びE欄を比較して最も低い額を記入すること。